

(職員の配置の基準)

第六十四条 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 管理者

二 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。

三 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

四 サービスマニージャー

イ 利用者数が六十以下

ロ 利用者数が六十一以上

一を加えて得た数以上

二 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

三 第一項(第一号に掲げる者を除く。)に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者への支援に支障がない場合は、この限りでない。

四 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

五 第一項第二号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

六 第一項第三号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

七 第一項第四号のサービスマニージャーのうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第六十五条 前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 管理者

二 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。

三 サービスマニージャー 就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者数が六十以下

ロ 利用者数が六十一以上

一を加えて得た数以上

二 前項の職員及びその員数については、前条第二項から第五項まで及び第七項の規定を準用する。(実習の実施)

第六十六条 就労移行支援事業者は、利用者が第七十条において準用する第十七条の就労移行支援計画に基づいて実習できるように、実習の受入先を確保しなければならない。

二 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第六十七条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

二 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人への開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第六十八条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第六十九条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

(準用)

第七十条 第八條、第九條、第十三條から第十九條まで、第二十四條から第二十六條まで、第二十八條から第三十二條まで、第三十四條から第三十八條まで、第四十條、第四十一條、第四十三條から第四十九條まで及び第五十三條の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九條第二項第一号中「第十七條第一項」とあるのは、「第七十條において準用する第十七條第一項」と、療養介護計画」とあるのは、「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八條第一項」とあるのは、「第七十條において準用する第二十八條第二項」と、同項第三号中「第三十條第二項」とあるのは、「第七十條において準用する第三十條第二項」と、同項第四号中「第三十二條第一項」とあるのは、「第七十條において準用する第三十二條第二項」と、第十六條第一項中「次条第一項」とあるのは、「第七十條において準用する次条第一項」と、第十七條中「療養介護計画」とあるのは、「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは、「三月」と、第十八條中「前条」とあるのは、「第七十條において準用する前条」と、第三十七條ただし書及び第四十條第一項中「生活介護事業所」とあるのは、「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第七章 就労継続支援 A 型

(基本方針)

第七十一条 就労継続支援 A 型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら規則第六條の十第 号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(管理者の資格要件)

第七十二条 就労継続支援 A 型の事業を行う者(以下「就労継続支援 A 型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労継続支援 A 型事業所」という。)の管理者は、社会福祉法第十九條各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又は企業を経営した経験を有する者又はこれらと同年以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(規模)

第七十三条 就労継続支援 A 型事業所は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

二 就労継続支援 A 型事業者が第七十八條第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援 A 型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、十を下回ってはならない。

三 就労継続支援 A 型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援 A 型事業所の利用定員の百分の五十及び九を超えてはならない。

(設備の基準)

第七十四条 就労継続支援 A 型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援 A 型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。